

## 国民健康保険の高額療養費

# 医療費の負担が大きくなったとき 支給されます

国民健康保険には、加入者が、けがや病気で医者にかかり、医療費の自己負担が大きくなったとき、その一部を高額療養費として支給する制度があります。今月はこの内容についてお知らせします。

### 自己負担の限度額（月額）

	限度額（3回目まで）	限度額（4回目以降）
一般	63,600円 （医療費が318,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算）	37,200円
上位所得者	121,800円 （医療費が609,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算）	70,800円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

上位所得者とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額などが670万円を超える世帯にあたります。

例：一般世帯で医療費が100万円（自己負担額は3割の30万円）かかったとき

$$30\text{万円} - (63,600\text{円} + 6,820\text{円})$$

(100万円 - 318,000円) × 1%

II

229,580円が高額療養費として払い戻されます

こんなときに支給  
高額療養費は、国保加入者が一定の限度額を超える自己負担額を支払ったとき、限度額を超えた分が国保から支給されます。

1カ月の自己負担額が限度額を超えたとき  
同じ人が同じ月内に同じ病院などに支払った自己負担額が上表の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。



同じ世帯で合算して  
限度額を超えたとき  
同じ世帯内で同じ月内に3万円（住民税非課税世帯などは2万円、000円）以上の自己負担額を2回以上支払い、それらを合わせて上表の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。



12カ月間に4回以上  
高額療養費の支給を受けたとき  
12カ月以内に、同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けたときは、上表の「4回目以降の限度額」を超えた額が支給されます。



支給対象者には「該当  
通知書」を郵送します

高額療養費が、支給される世帯には受診した月から約3カ月後に「該当通知書」を郵送しています。  
この通知を受け取ったら、指定された期間内に、印かん・医療費の領収書（病院などが発行したもの）・該当通知書を持って、保険年金課で申請手続きをしてください。

くわしくは保険年金課（☎201526）へ。

# 10月から出産費の資金を貸し付け

国民健康保険では、加入者に子どもが産まれたとき出産育児一時金を支給しています。

市では、この一時金の支給が見込まれる世帯主に、出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けます。

10月1日から新しく始まる、出産費資金貸付制度の内容は、次のとおりです。

## 資金の貸し付け

### 貸付対象者

国民健康保険の被保険者で次のいずれかに該当する人の属する世帯の世帯主で、保険税を完納していること。

出産予定日まで1カ月以内の人  
妊娠4カ月以上の人で、出産に要する費用について医療機関などに一時的な支払いが必要となった場合

### 貸付金額と利息

資金の貸付金額は出産育児一時金(30万円)の90%に相当する額が限度で無利息です。



### 貸付期間

貸付金に係る出産育児一時金が支給される日までの間。

### 償還方法

出産育児一時金を受領したとき、貸付金の償還に充てる(国保の資格を喪失した場合は速やかに返還)。

### 申請方法

母子健康手帳、保険証、印かん  
出産に要する費用の請求書(妊娠4カ月以上の人)をもって保険年金課で申請手続きをしてください。

## 出産育児一時金

国保加入者が出産したとき、世帯主に支給されます。妊娠85日以上であれば、死産・流産でも支給されます。

ただし、ほかの健康保険などから出産育児一時金が支給される人(健康保険などの加入期間が1年以上あり、退職後半年以内に出生した場合)には、国保からは支給されません。

申請に必要なものは、母子健康手帳・保険証・印かんです。なお、死産・流産の場合は、医師の証明書が必要です。



くわしくは保険年金課(☎201526)へ。

## 消費生活相談

### Q & A

**Q** 電話でパソコンを使った内職の誘いを受けました。「パソコンを購入し講座を受け、上達したら仕事を紹介する。パソコンと講座の代金はその収入から支払えばよい」と言うので申し込みをしました。しかし、85万円のローン契約が不安になり解約を申し出たところ、クーリングオフ期間の8日間が過ぎたので出来ないと聞かれました。どうすればよいですか。

## 内職・モニター商法

**A** 「仕事を紹介し必ず収入が得られる」と誘い、高額な講座や商品などを契約させる悪質な内職・モニター商法のトラブルが急増しています。このようなトラブルに

対応するため、ことし6月1日から訪問販売法は「特定商取引に関する法律」と改称、規制内容が一部改正されました。今回の改正により、内職・モニター商法については、新たな規制の対象となり、契約締結後20日間は無条件で解約することが出来ます。従って、契約後20日以内であれば、書面で契約解除通知を郵送しましょう。

ただし、特定商取引に関する法律には、左表の様な販売方法があり、クーリングオフ期間には、違いがあるので注意してください。



くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

10月1日は「浄化槽の日」

# 日ごろの点検・清掃が大切

10月1日は、「浄化槽の日」です。浄化槽の維持管理を適切に行わないと悪臭などで周囲に迷惑をかけるばかりでなく、川や沼の水質悪化を招く原因にもなります。また、浄化槽の機能を最大限に發揮させるためにも、日ごろの維持管理が大切です。浄化槽を使用している人は、次のことを定期的

に行つていただくが法令で義務づけられています。

- 保守点検：年3〜4回
- 清掃：年1回以上（全はつ気方式は年2回以上）
- 法定検査（水質検査）：年1回

維持管理費や浄化槽の設置には補助金が

市では、合併処理浄化槽の維持管理（保守点検・清掃）に年間要した費用の2分の1相当額（左表

合併処理浄化槽設置補助金

人槽区分	限度額
5人槽	354,000円
6・7人槽	411,000円
8〜10人槽	519,000円
11〜20人槽	981,000円
21〜30人槽	1,668,000円
31〜50人槽	2,238,000円

合併処理浄化槽維持管理費補助金

人槽区分	限度額
5人槽	18,000円
6人槽	21,000円
7人槽	24,000円
8人槽	27,000円
10人槽	33,000円
11人〜50人槽	33,000円

）を助成しています。

なお、維持管理費補助金の申請時期は、保守点検および清掃の契約期間の終わりの日が属する年度内（ただし、終わりの日が3月31日のときは翌年度）です。

また、し尿と台所、ふろなどの排水水を併せて処理する合併処理浄化槽を設置する人に、その設置費用の一部（上表）を補助しています。

合併処理浄化槽の設置に伴いトイレを設置した場合、水洗便所設置補助金（1棟につき1基）が支給されます。

騒音地域については、維持管理費および設置補助金とも特例により補助金の限度額が異なります。

くわしくは環境衛生課（☎201531）へ。

## 空き地の草刈り

所有者はしっかりと管理を

空き地に雑草を伸び放題にしておくと、ごみの捨て場所とされたり、蚊など害虫の発生原因となり、周囲に大変迷惑をかけます。

また、交通の障害や火災の原因となり、他人に思わぬ被害を及ぼしかねません。

空き地の所有者は、周辺の迷惑にならないよう、早めに草刈りをするなど、しっかりとした土地管理に努めてください。

市では、草刈り機を無料（刈り刃と燃料は使用者負担）で貸し出していますのでご利用ください。

くわしくは環境対策課（☎201532）へ。

## 違反建築防止週間

ルールを守り安全な建物に

10月11日から17日は違反建築防止週間です。

わたしたちが安心して暮らすためには建築物が安全であることがとても大事です。また、住みよい街にするには、

住む人がお互いにルールを守る必要が大切です。

建築基準法は、建築物が安全であるために、また、住みよい街であるために、建築物をつくる人、所有する人または管理する人が必要最小限守らなくてはならないルールを定めたものです。

この週間にきつかけに、新築するときや増改築するときはもちろん、今ある建築物についても建築基準法に適合しているかどうか建築士とよく相談し、安全な建築物にすること、そして、住みやすい街にすることを心掛けていきましょう。

なお、この期間中に「公開建築パトロール」が実施されます。

くわしくは建築指導課（☎201564）へ。

## 駅前放置自転車

### 1日からクリーンキャンペーンを実施

10月1日から11月30日まで、県下一斉に駅前放置自転車クリーンキャンペーンが実施されます。

駅周辺では、自転車やバイクが歩道や道路に無秩序に放置され、良好な市民生活環境を損ねています。自転車などの利用者は迷惑駐車しないよう心掛けましょう。



歩道に放置された自転車

くわしくは市民生活課（☎20-1527）へ。

# 相談日

## 市民相談所(☎20-1507)

### 市民行政相談

月～金曜日 8時30分～5時

### 市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

### 法律相談(予約制)

水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

### 人権・行政合同相談

18日(木) 10時～3時

### 不動産相談 16日(火) 10時～正午

### 税務相談 16日(火) 10時～3時

### 外国人相談

11日(木)・25日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

## 商工観光課(電話は各相談室へ)

### 女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

### 高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

### 住宅相談 11日(木) 10時～正午

(☎22-2101・成田商工会議所)

## パートサテライト(☎22-8281)

### パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

## 消費生活センター(☎23-1161)

### 消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

## 保険年金課(☎20-1526)

### 年金相談 水曜日 10時～3時

## 市民生活課(☎20-1527)

### 交通事故相談 2日(火) 10時～3時

## 社会福祉協議会(☎20-1574)

### 心配ごと相談 木曜日 10時～3時

### 酒害相談 4日(木)・18日(木) 9時～正午

## 児童家庭課(☎20-1538)

### 家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

## 厚生課(☎20-1536)

### 戦没者遺族相談 22日(月) 10時～3時

## 教育指導課(☎20-1582)

### 就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

## 教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

### 教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

## 市政懇談会日程表

地区名	日時	会場
中郷	10月2日(火) 午後7時～9時	中郷公民館
成田	10月19日(金) 午後2時～4時	市役所6階 大会議室
八生	11月8日(木) 午後7時～9時	八生公民館

10月は中郷・成田地区  
11月に八生地区で開催  
市政懇談会は、市民のみなさん  
から市政に関する意見や要望をお  
伺いし、市政に反映させることで  
「市民参加のまちづくり」を推進  
することを目的に行われるもので  
す。懇談会では、市民のみなさん

市政懇談会

と市政について意見交換を行い、  
また、各地区で取りまとめたいた  
だいた市政に関する要望について  
回答します。開催日時と会場は上  
表のとおりです。参加を希望する  
人は直接会場へお越しください。

くわしくは市民相談所(☎20  
1507)へ。

### 水道の排水作業

8日から並木町などで

水道部では、赤水の発生を防  
ぐため、次の地域で配水管内の排  
水作業を行います。期間中は一時  
的に減水や赤水になることがあり  
ますのでご注意ください。

作業予定時間は、午後10時から  
午前4時までです。

なお、受水槽を使用している場

## 排水作業日程

作業日	地区名
10月 8日(祝)	並木町(大久保台)・不動ヶ岡(そり田)地区
10月 9日(火)	公津の杜地区
10月10日(水)	飯田町・不動ヶ岡・宗吾・江弁須地区
10月11日(木)	困護台・新町・幸町地区
10月12日(金)	美郷台・土屋地区

合は、万一に備え適切な措置をお  
願います。

くわしくは市民課(☎20  
0269)へ。

## 窓口から

住民票、戸籍謄本・抄本などの請求  
代理人の場合は委任状が必要です

代理人(会社の同僚や隣人など)が住民票、戸籍謄本・抄本  
などを請求するときは、請求者本人のプライバシーを保護する  
ため制約があります。

請求者本人が署名・押印した委任状が必要になりますので注  
意してください。

### 委任状

委任状  
(代理人)住所  
氏名  
生年月日  
私の申請について  
上記の者に委任したのでお届  
けします。  
平成 年 月 日  
住所  
氏名  
生年月日  
成田市長様

くわしくは市民課(☎20  
1525)へ。

ここは必ず本人が  
書いてください  
印は認め印でかまいません